

取締役会規程 新旧対照表 (2025年2月1日改定)

新	旧
(種類・開催) 第3条 取締役会は定時取締役会と臨時取締役会とする。 2 定時取締役会は、原則として毎月1回これを開催し、臨時取締役会は必要に応じてこれを開催する。 3 <u>前項において、夏季休日、年末年始休日等、取締役会の開催日について配慮すべき事情がある場合には、開催日を別途調整するものとする。</u>	(種類・開催) 第3条 取締役会は定時取締役会と臨時取締役会とする。 2 <u>社外監査役が出席する</u> 定時取締役会は、原則として毎月1回これを開催し、臨時取締役会は必要に応じてこれを開催する。 3 <u>常勤の取締役及び監査役が出席する週次取締役会は、原則毎週月曜日に実施する。ただし、月曜日が休日の場合は、翌営業日に実施する。</u> 夏季休日、年末年始休日等、取締役会の開催日について配慮すべき事情がある場合には、開催日を別途調整するものとする。
(招集権者) 第5条 取締役会は、 <u>代表取締役</u> が招集する。 <u>代表取締役</u> に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。	(招集権者) 第5条 取締役会は、 <u>代表取締役社長</u> が招集する。 <u>代表取締役社長</u> に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。
(招集手続) 第6条 取締役会はこの規程の定めるところに従って、会日より <u>3日前</u> までに、各取締役及び <u>各監査役</u> に対して通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。 2 (省略) 3 (省略) 4 (省略)	(招集手續) 第6条 取締役会はこの規程の定めるところに従つて、会日より <u>1週間前</u> までに、各取締役及び <u>監査役</u> に対して通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。 2 (省略) 3 (省略) 4 (省略)
(議長) 第8条 取締役会の議長は <u>代表取締役</u> がこれにあたる。 <u>代表取締役</u> に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。	(議長) 第8条 取締役会の議長は <u>代表取締役社長</u> がこれにあたる。 <u>代表取締役社長</u> に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
(付議基準) 第9条 取締役会に付議すべき事項の基準は、別表	(付議基準) 第9条 取締役会に付議すべき事項の基準は、別表

<p>表に掲げるところによる。</p> <p>2 <u>前項のほか</u>、取締役が必要と認めた事項は取締役会に付議することができる。</p>	<p>に掲げるところによる。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず</u>、取締役が必要と認めた事項は取締役会に付議することができる。</p>
<p>(事後承認)</p> <p>第 10 条 緊急やむを得ない理由により取締役会に付議することができないときは、<u>本規程及び会社法に定める取締役会の専決事項を除き、代表取締役</u>が適宜処理することができる。</p> <p>2 前項の場合、<u>代表取締役</u>は、事後遅滞なくこれを取締役会に報告し、その承認を受けなければならない。</p>	<p>(事後承認)</p> <p>第 10 条 <u>前条の規定にかかわらず</u>、緊急やむを得ない理由により取締役会に付議することができないときは、<u>代表取締役社長</u>が適宜処理することができる。</p> <p>2 前項の場合<u>代表取締役社長</u>は、事後遅滞なくこれを取締役会に報告し、その承認を受けなければならない。</p>
<p>(議決の方法)</p> <p>第 11 条 取締役会は、全取締役の過半数にあたる取締役の出席により成立し、その議決は出席取締役の過半数をもってこれにあたる。</p> <p>2 会議の目的たる事項につき利害関係を有する取締役は、<u>当該目的たる事項の定足数に参入せず、また、</u>その決議に参加することができない。</p>	<p>(議決の方法)</p> <p>第 11 条 取締役会は、全取締役の過半数にあたる取締役の出席により成立し、その議決は出席取締役の過半数をもってこれにあたる。</p> <p>2 会議の目的たる事項につき利害関係を有する取締役は、その決議に参加することができない。<u>この場合その取締役は議決権の総数には参入されないが、その取締役も出席する限り定足数に参入する。</u></p>
<p>(監査役の意見)</p> <p>第 13 条 取締役会が必要と認めたときは、監査役の意見を<u>求める</u>ことができる。</p> <p>2 監査役は監査のため必要あるときは、会議の目的とされている事項以外のことに関しても、その意見を述べることができる。</p>	<p>(監査役の意見)</p> <p>第 13 条 取締役会が必要と認めたときは、監査役の意見を<u>もとめる</u>ことができる。</p> <p>2 監査役は監査のため必要あるときは、会議の目的とされている事項以外のことに関しても、その意見を述べることができる。</p>
<p>(報告)</p> <p>第 14 条 <u>代表取締役</u>は、会社の業務執行の状況及び重要と認められる事項につき、取締役会にこれを報告又は説明するものとする。ただし、事案によりその業務を担当する他の取締役にこれを行わせることができる。</p> <p>2 取締役が競業取引又は利益相反取引をしたときは、遅滞なく、その取引についての重要な事実を取締役会に報告しなければならない。</p>	<p>(報告)</p> <p>第 14 条 <u>代表取締役社長</u>は、会社の業務執行の状況及び重要と認められる事項につき、取締役会にこれを報告又は説明するものとする。ただし、事案によりその業務を担当する他の取締役にこれを行わせることができる。</p> <p>2 取締役が競業取引又は利益相反取引をしたときは、遅滞なく、その取引についての重要な事実を取締役会に報告しなければならない。</p>

<p>(議事録)</p> <p>第15条 取締役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役の電子署名を得なければならぬ。</p> <p>2 電子署名された議事録は総務部門にて文書管理システムに保管し、<u>取締役会開催の日から</u>本店に10年間備え置く。</p> <p>3 欠席した取締役及び監査役には議事の要旨を遅滞なく通知するものとする。</p> <p>4 前各項にもかかわらず、会社が必要とする場合、取締役会議事録の作成を書面にて行い、出席した取締役及び監査役の記名捺印を得ることを妨げない。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第15条 取締役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役の電子署名を得なければならぬ。</p> <p>2 電子署名された議事録は総務部門にて文書管理システムに保管し、本店に10年間備え置く。</p> <p>3 欠席した取締役及び監査役には議事の要旨を遅滞なく通知するものとする。</p> <p>4 前各項にもかかわらず、会社が必要とする場合、取締役会議事録の作成を書面にて行い、出席した取締役及び監査役の記名捺印を得ることを妨げない。</p>
<p>(改廃)</p> <p>第18条 この規程は総務部門の長が起案し、株式会社サードウェーブ取締役会で承認を得るものとする。</p>	<p>(改廃)</p> <p>第18条 この規程は総務部門の長が起案し、<u>執行役員会審議後、</u>株式会社サードウェーブ取締役会で承認を得るものとする。</p>